

岡山県知事選挙

10月27日(日)

選挙期日(投票日)に都合で投票できない方は、**期日前投票**をすることができます。

期日前投票ができる期間 **10月11日(金)～10月26日(土)**

〔 期日前投票ができる
2つの条件 〕

選挙人名簿に登録されている方で
選挙権のある方
期日前投票のできる一定の要件に
該当する見込みの方

岡山県選挙管理委員会
明るい選挙推進岡山県連合会・市区町村選挙管理委員会

期日前投票のしかた

選挙人名簿に登録
されている市区町
村の期日前投票所
へ行く

理由を述べる

宣誓書を提出して投票
用紙を受け取ります。
(印鑑は不要です)

投票を行う

投票用紙に記載し、
直接投票箱に入れます。

- ・期日前投票は、名簿登録地の市区町村で行う投票が対象になります。
- ・名簿登録地の市区町村以外の市区町村や、都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム等における不在者投票の制度もあります。

投票所では、本人確認のために身分証明書等をご提示いただく場合があります。

【裏面へ】

選挙期日（投票日）前に投票ができます

- 選挙期日に仕事や用事があると見込まれる方は、期日前投票ができます。

期日前投票ができる方

◇選挙期日にお仕事や冠婚葬祭の予定がある方

選挙期日に投票区の区域外でお仕事がある方はもちろん、自営業の方など、仕事場が投票区の区域内にある方も期日前投票ができます。

選挙期日に親族の冠婚葬祭がある方も、投票区域を問わず期日前投票ができます。

◇選挙期日に用事で投票区外にいる方

選挙期日にレジャーや旅行、買い物など、何らかの用事で投票区の区域外にいる方は、期日前投票ができます。

◇病気やけが、出産、身体障害等のため歩行が困難な方

病気やけが、出産、身体障害等のため、選挙期日に歩行が困難な方は、期日前投票ができます。

◇県内の他の市町村へ引っ越しをされた方

県内の他の市町村へ引っ越しをされた方は、引っ越し前の市区町村で期日前投票ができます。（引き続き岡山県内に住所を有することを証明する書類（住民票の写しなど）をご持参いただくか、期日前投票所の受付で引き続き岡山県内に住所を有していることの確認を受けることが必要です。）

また、引っ越し先の市区町村で不在者投票制度を利用して投票することもできます。

◇天災又は悪天候により投票所に到達することが困難と見込まれる方

台風などで選挙の当日に投票所に行くことが困難と見込まれる方は、期日前投票ができます。

●期日前投票の時間は午後8時までです。

期日前投票の時間は、一部の投票所を除き午前8時30分から午後8時までです。お仕事の後や帰宅途中に期日前投票に行くことができます。

※期日前投票所によって投票期間や投票時間等が異なることがあります。

●期日前投票の手続は、大変簡単です。

宣誓書の期日前投票の事由に該当すると見込まれる旨を宣誓して、投票します。印鑑を持参する必要はありません。

●期日前投票所でも、候補者の氏名などを掲示します。

期日前投票所にも候補者の氏名や党派を掲示します。

期日前投票ができる期間は、次のとおりです。

◎岡山県知事選挙 **10月11日(金)～10月26日(土)**

(一部の投票所を除き、毎日午前8時30分から午後8時まで。土曜日、日曜日、祝日も投票できます。)

10月10日(選挙期日の告示日)には期日前投票や不在者投票はできません。ご注意ください。